

令和7年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時56分

○招 集 年 月 日	余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
令和7年12月9日（火曜日）	副 町 長	渡 邊 郁 尚
	総 務 部 長	高 橋 伸 明
○招 集 の 場 所	総 務 課 長	越 智 英 章
余市町議事堂	財 政 課 長	高 田 幸 樹
	税 務 課 長	成 田 文 明
○開 議	民 生 部 長	阿 部 弘 亨
令和7年12月11日（木曜日）午前10時	福 祉 課 長	大 森 直 也
	子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
○出 席 議 員 （15名）	保 険 課 長	枝 村 潤
余市町議会議長 7番 藤 野 博 三	環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
余市町議会副議長 3番 岸 本 好 且	総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
余市町議会議員 1番 山 本 正 行	政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
〃 2番 尾 森 加奈恵	農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
〃 4番 佐 藤 剛 司	商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
〃 5番 内 海 富美子	建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
〃 6番 庄 巖 龍	建 設 課 長	井 上 健 男
〃 8番 川内谷 幸 恵	まちづくり計画課長	二 木 二 郎
〃 9番 土 屋 美奈子	水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
〃 11番 茅 根 英 昭	会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
〃 12番 中 井 寿 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 孝 太
〃 13番 ジャストミートあたる	教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
〃 14番 大 物 翔	教 育 部 長（兼）社会教育課長	浅 野 敏 昭
〃 15番 白 川 栄美子	学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
〃 16番 寺 田 進	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 （併）監査委員事務局長	小 林 武
○欠 席 議 員 （0名）		
	○事務局職員出席者	
○出 席 者	事 務 局 長	羽 生 満 広

議 事 係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 1 4 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 議案第 1 5 号 令和 7 年度余市町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 議案第 1 6 号 令和 7 年度余市町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 1 1 号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 1 2 号 余市町国民健康保険事業基金条例案
- 第 6 議案第 1 3 号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第 7 議案第 1 7 号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 1 8 号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 1 9 号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 1 決議案第 1 号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議
- 第 1 2 意見案第 1 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

- 第 1 3 意見案第 2 号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める要望意見書
- 第 1 4 意見案第 3 号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書
- 第 1 5 意見案第 4 号 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める要望意見書
- 第 1 6 意見案第 5 号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する要望意見書
- 第 1 7 意見案第 6 号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書
- 第 1 8 議員の派遣について
- 第 1 9 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 4 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 0 1 分

再開 午前 1 0 時 1 0 分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 昨日と先ほどの本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果につきまして委員長からの報告を求めます。

○11 番（茅根英昭君） 昨日の本会議終了後、さ

らに先ほどの休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

昨日は、委員7名出席の下、説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。また、先ほど休憩中に開催されました議会運営委員会につきましては、委員7名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案6件、諮問1件、決議案1件、意見案6件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第1、議案第14号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第2、議案第15号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第3、議案第16号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第17号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に

関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書ないし日程第17、意見案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書までの意見案6件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第6号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第18、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案6件、諮問1件、決議案1件、意見案6件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案6件、諮問1件、決議案1件、意見案6件、議員の派遣について、閉会中の継続審

査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 日程第1、議案第14号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました議案第14号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に伴います経費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第14号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,886万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億71万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに、歳出の各款、各目に計上の1節報酬から4節共済費につきましては、人事院勧告に伴います人件費の補正計上となっておりますので、各目の補正額のみ申し上げ、説明は省略させていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額138万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額1,766万1,000円。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額315万4,000円。

次のページをお開き願います。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額101万1,000円。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査費、補正額28万7,000円。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、補正額30万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額648万3,000円。

2 目福祉センター総務費、補正額16万3,000円。

3 目福祉センター入舟分館費、補正額16万5,000円。

6 目心身障害者対策費、補正額16万1,000円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目町立保育所費、補正額568万円。

次のページをお開き願います。4 目沢町児童館費、補正額31万2,000円。

5 目母子通園センター運営費、補正額18万8,000円。

7 目子ども子育て支援事業費、補正額9万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額465万5,000円。

6 目保健師設置費、補正額259万7,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、補正額68万7,000円。

2 目援護対策費、補正額58万5,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、補正額138万6,000円。

2 目農業総務費、補正額219万6,000円。

7 目農村体験交流施設費、補正額38万3,000円。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、1 目水産業

総務費、補正額73万6,000円。

5目フィッシャリーナ運営事業費、補正額7万円。

次のページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額175万4,000円。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額113万円。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額606万8,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額11万円。

2目冬期除雪対策費、補正額17万6,000円。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額68万9,000円、18節負担金補助及び交付金68万9,000円につきましては、ほかの款同様、人事院勧告に伴います人件費分として北後志消防組合負担金の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額201万6,000円。

3目教育指導費、補正額20万円。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額74万6,000円。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額49万7,000円。

次のページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額381万9,000円。

5目青少年対策費、補正額70万2,000円。

6目水産博物館費、補正額33万6,000円。

7目文化財総務費、補正額24万1,000円。

10款教育費、5項保健体育費、3目プール管理運営費、補正額5万3,000円。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。最下段でございます。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6,886万7,000円、1節繰越金6,886万7,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第14号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第15号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第15号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、

議案第14号同様、令和7年度人事院勧告に基づき各款、各目人件費を補正するとともに、余市川浄水場膜ろ過設備空気弁の交換修理に係る修繕費の補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第15号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億7,530万9,000円、補正予定額521万6,000円、計7億8,052万5,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億9,507万9,000円、補正予定額521万6,000円、計7億29万5,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億5,963万7,000円」を「3億5,986万8,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億4,583万8,000円」を「1億4,606万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額9億4,693万4,000円、補正予定額23万1,000円、計9億4,716万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額6億5,207万円、補正予定額23万1,000円、計6億5,230万1,000円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、（1）職員給与費「1億1,428万3,000円」を「1億1,852万円」に改める。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額

521万6,000円、1項営業費用、補正額521万6,000円、1目原水及び浄水費、補正額258万9,000円につきましては、人事院勧告に基づく人件費の整理と余市川浄水場膜ろ過設備空気弁の交換修理に係る修繕費の増額補正でございます。

2目配水及び給水費、補正額72万6,000円及び3目総係費、補正額190万1,000円につきましては、いずれも人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額23万1,000円、1項建設改良費、補正額23万1,000円、2目配水設備改良費、補正額23万1,000円につきましては、人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第15号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第3、議案第16号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(後藤将人君) ただいま上程されました議案第16号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、議案第14号同様、令和7年度人事院勧告に基づき各款、各目の人件費を補正いたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第16号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 令和7年度余市町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額9億3,251万3,000円、補正予定額153万5,000円、計9億3,404万8,000円。

第1項営業費用、既決予定額8億5,895万1,000円、補正予定額153万5,000円、計8億6,048万6,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億2,763万7,000円」を「4億2,787万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2億9,790万4,000円」を「2億9,814万3,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額14億

1,145万5,000円、補正予定額23万9,000円、計14億1,169万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額8億2,583万1,000円、補正予定額23万9,000円、計8億2,607万円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「4,996万2,000円」を「5,173万6,000円」に改める。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額153万5,000円、1項営業費用、補正額153万5,000円、1目管渠費、補正額17万6,000円、2目ポンプ場費、補正額28万7,000円、3目処理場費、補正額27万1,000円及び4目総係費、補正額80万1,000円につきましては、いずれも人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額23万9,000円、1項建設改良費、補正額23万9,000円につきましては、人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第16号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第4、議案第11号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(枝村潤君) ただいま上程されました議案第11号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、デジタル庁が運営する情報連携システムによる個人番号カードを医療費助成受給者証として利用することが可能となるオンライン資格確認等システムを用いた医療費助成事業の実施に当たり、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、受給者証の交付を受けた助成対象者が保険医療機関等を受診し、

医療費の助成を受けようとする際の受給者証提示の取扱いについての改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年余市町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 余市町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カ

ード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町重度心身障害者及

びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第12号 余市町国民健康保険事業基金条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました議案第12号 余市町国民健康保険事業基金条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険事業基金条例案につきましては、加入者負担の公平化から、現在北海道が主体となり、令和12年度に国民健康保険料率を統一するべく制度整備を進めているところでございますが、統一保険料達成後において事業費納付金の精算をする際に財源となる保険税の過不足が生じることも想定されますことから、移行後の安定した財政運営のため市町村において基金を保有するよう北海道より要請がございましたので、本町においても基金の設置をしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町国民健康保険事業基金条例案。

余市町国民健康保険事業基金条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険事業基金条例。

（設置）

第1条 国民健康保険事業の健全な運営に資するため、余市町国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、余市町国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めた額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第6条 町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、予算に計上して基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 2030年に向けて、北海道としては全部の市町村の制度をならしておきたいのだという考え方が根っこにあった上での要請で

条例をつくるということだという説明でございました。ただ、法律上は、別に基金を持たなくても違法にはならないです。北海道の運営上の理由以外の部分で我が町がどうしても基金を持ったほうがいい理由は何だろうと自分なりに考えたのですけれども、結局2030年過ぎてしまえば我々は事実上の財政自主権を失うわけなのです。という部分はあるのだけれども、では実際基金に積んだお金を何に使おうかと考えたときに使えることとすれば納付金の精算と、あとは保健予防事業関係ぐらいしかないのかなと。予防関係といえども莫大な金額になるかといえば、そうでもないのではないのかなと。あとは、通常基金を持たずとも繰り入れた形で動かしているから、最終的に動くものというのは変わらないような気もするのです。としたときに、ではまでにして我々が持たなければいけない理由というのは果たして何なのだろうかなどというのを確認しておきたいと思います。

○保険課長（枝村 潤君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

この基金の設置につきましては、議員おっしゃるとおり事業費納付金の精算に充当するものとして想定している部分でございまして、令和12年以降の保険料統一後の取扱いにつきましてはそういった今申し上げました納付金の精算の部分を中心として、さらに今おっしゃられた予防の部分だとかという部分につきまして仮にそういう充当を考える場合であっても北海道と協議の上、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町国民健康保険事業基金条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第6、議案第13号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(後藤将人君) ただいま上程されました議案第13号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年9月12日に議決をいただきました令和6年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事につきましては、更新時期を迎える下水処理場内の汚泥処理設備更新工事に伴う汚泥処理に係る電気設備の更新を行うべく債務負担行為を設定し、現在工事を進めているところでありますが、工事に先立ち現地調査を実施したところ、一部工事を行うに支障となるケーブルが取り付けられていることが判明したため、ケーブルの機器からの取り外し及び再接続の追加作業が必要となったところであります。この作業の追加により、令和6年第3回定例会において議決いただきました工事請負契約の締結事項のうち契約金額に変更が生じることから、再度本会議にご提案を申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和6年9月12日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和6年9月12日議決の工事請負契約締結「令和6年度 公共下水道 余市下水処理場 電気計装設備更新工事」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号契約金額の部分中「一金 1億8,150万円也」を「一金 1億8,247万9,000円也」に改める。

以上、議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第7、議案第17号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま上程されました議案第17号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明いたします。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としておりますが、令和7年人事院勧告に基づきまして余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

人事院勧告の主な内容といたしましては、俸給表につきましては国家公務員の月例給が民間給与を下回っていることから、初任給を大卒者程度で1万2,000円、高卒者程度で1万2,300円引き上げ、また初任給をおおむね30歳代後半までの職員に重点を置くとともに、その他の職員につきましても改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うほか、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について各級の改定額を踏まえ所要の改正をする内容で、平均改定率は3.3%となっております。

次に、期末、勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することとし、本年度につきましては12月期の期末、勤勉手当を引き上げ、令和8年度以降

においては6月期及び12月期の期末、勤勉手当が均等になるよう配分すべく改正されたところであります。

あわせて、民間における支給状況等を踏まえた対応として諸手当の改正が行われております。通勤手当については、民間の支給状況を踏まえ、現行の距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げられ、また100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分が新設されることに伴う改正がされたところであります。宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改正が行われたところであります。

会計年度任用職員におきましても職員の給料表を準用していることから、併せて給料及び期末、勤勉手当の年間支給月数の改正を行うところであります。

以上が令和7年人事院勧告の概要でございますが、本町職員に対する給与改定につきまして国に準じ同様の措置を行うべくご提案する次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第17号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」

に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

この改正は、通勤手当が10キロメートル以上から60キロメートル以上までの通勤距離に応じて月200円から7,100円の幅で引き上げるものでございます。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同項ただし書中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

この改正は、宿日直手当の改正でございます。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

この改正は、期末手当の改正で、一般職の職員の期末手当を0.025月分引き上げるもので、令和7年度については12月期に配分するものでございます。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

この改正は、勤勉手当の改正で、一般職の職員の勤勉手当を0.025月分引き上げるもので、令和7年度については12月期に配分するものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和7年4月1日に遡及適用となる給料表でございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくり願います。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

この改正は、通勤手当において100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分が新設されることに伴い、支給額に上限を設けた上で規則において距離区分に応じた額を定める改正でございます。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

この改正は、期末手当の改正で、令和8年度以降については6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

この改正は、勤勉手当の改正で、令和8年度以降においては6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第11条の2第1項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第19条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第19条の2第1項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い、会計年度任用職員の給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

別表を次のように改める。

別表の改正は、給料表の改正でございますので、朗読を省略させていただきます。

2枚おめくり願います。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第11条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第19条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い、会計年度任用職員の給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条及び第21条の規定は、令

和7年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の会計年度給与条例第11条、第11条の2、第19条及び第19条の2の規定は、令和7年12月1日から適用する。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条例の公布の日の属する月の前日の末日までに退職し、又は死亡した者を含む。）のうち、次に掲げるものは前項の規定は適用しない。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの

次のページをお開き願います。

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号によって採用された会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のもの

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

5 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

6 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和49年余市町規則第11号)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与及び報酬の内払)

8 改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第5項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、議案第17号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第9を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま一括上程になりました議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきまし

ては、令和7年度における一般職の12月期に支給されます期末、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしまして6月期と12月期の期末、勤勉手当が均等となるよう配分改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ、本町の特別職等におきましても期末手当を0.05月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

初めに、議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の230」に改める。

これにつきましては、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等に定める規定でございます。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

（令和7年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和7年12月に支給する期末手当に限り、

改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の230」とあるのは、「100分の232.5」とする。

続きまして、議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の227.5」を「100分の230」に改める。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の227.5」を「100分の230」に改める。

第1条及び第2条につきましては、期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等に定める規定でございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和7年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の230」とあるのは、「100分の232.5」とする。

3 令和7年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の230」とあるのは、「100分の232.5」とする。

以上、一括上程されました議案第18号及び議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第18号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権擁護委員のうち、澤谷栄治氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦についてご依頼がありましたので、候補者の同意賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者など及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町富沢町11丁目35番地3、澤谷栄治氏を人権擁護委員としてご推薦申し上げる次第でございます。

それでは、職歴等につきましてご説明申し上げます。澤谷栄治氏は、昭和53年4月から平成27年3月まで余市町役場に勤務、平成27年4月から平成31年3月まで北後志衛生施設組合に勤務、平成31年4月から現在に至るまでニッカ余市ヴィンヤード株式会社に勤務、令和7年4月から現在に至るまで余市町区会連合会会長、人権擁護委員とし

ては令和2年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在2期目に就任してございます。

以上が職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として澤谷栄治氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は令和8年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月11日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページ、記、住所、余市郡余市町富沢町11丁目35番地3。氏名、澤谷栄治。生年月日、昭和30年11月12日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時38分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第11、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○11番(茅根英昭君) ただいま上程されました決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議について、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月11日提出、提出者、余市町議会議員、茅根英昭。賛成者、余市町議会議員、寺田進、同じく山本正行、同じく佐藤剛司、同じく内海富美子、同じく川内谷幸恵、同じく土屋美奈子。

余市町議会議長、藤野博三殿。

次のページをお開きください。ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議。

余市町議会では、議員がソーシャルメディアを利用した情報発信を行う場合には、令和7年6月

24日に策定した「余市町議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン」を遵守し、ユーチューブをはじめとするソーシャルメディアの利用をしなければならないこととしている。

本ガイドラインの基本原則には、「議員としての自覚と責任を持ち、良識ある情報内容とすること。」、「基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。」、「発信する情報は正確を期するとともに、誤解を招くことのないよう努めること。」、「発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。」などを定め、発信すべきでない情報には、「不敬な言い方を含む情報」、「事実と異なる情報や自らの憶測を含む情報」、「違法行為または違法行為を煽る情報」、「その他公序良俗に反する一切の情報」などを定めているが、ジャストミートあたる議員のソーシャルメディアによる情報発信では本ガイドラインが守られていないと考える。

また、本町議会会議規則第101条においても、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定され、余市町政治倫理条例第4条では、町長等及び議員は、「町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されている。

ジャストミートあたる議員には、令和6年第3回定例会において、会議や自身が行う動画配信において、不適切発言を繰り返すなど「議員としての品位の保持及び秩序維持」に努めておらず、議員としての職責、責任の重さなどを認識していないとして問責決議がなされ、その責任を厳しく問われたにもかかわらず、現在もソーシャルメディアでの同僚議員などへの侮辱をはじめ、相手方の立場になると不快となるような発言が繰り返され

ている。

また、不敬な言動をはじめ、自らの憶測、そして差別的な表現を含むジャストミートあたる議員の発信に関する苦情が町内外から多く寄せられており、議員としての品位を欠いているものと考えられる。

ソーシャルメディアは、今日では非常に有効な情報発信手段の一つであるが、その利用に当たっては、良識ある情報発信と他者への配慮が十分になされなければならない。

しかし、現在もジャストミートあたる議員が発信するソーシャルメディアにおいては、相手方への配慮が見られず自分の主張を繰り返す、名誉棄損にまで及びかねない発言を繰り返すなど、相手方に不快な思いをさせる内容が多く見受けられる。

議員は、公人として他者に不快な感情を与える行為とならないよう、わきまえた行動をしていかなければならないものとする。

以上のことから、ジャストミートあたる議員は、本町議会会議規則をはじめ、余市町政治倫理条例、余市町議会議員ソーシャルメディア運用ガイドラインに抵触するものと考えられ、議員としての資質がないことが認められる。

よって、道義的、社会的な責任を感じ、自らの意思によって直ちに議員の職を辞するよう勧告するものである。

令和7年12月11日、余市郡余市町議会。

以上、決議案第1号について提案理由の説明を申しあげましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第12、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、日程第13、意見案第2号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める要望意見書、日程第14、意見案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書、日程第15、意見案第4号 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める要望意見書、日程第16、意見案第5号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する要望意見書、日程第17、意見案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第12ないし日程第17を一括議題と

いたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第6号については、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別に発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号についてであります。事前に討論の申出がありますので、それを認めます。

○13番(ジャストミートあたる君) 賛成の立場から太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する要望意見書について討論させていただきます。

FIT制度導入から10年がたち、2030年から40年にかけて大量廃棄の時代がやってまいります。リサイクル費用、撤去費用の積立てが不十分な個人や業者がいるゆえに埋立てに依存する状態であります。拡大リサイクル、拡大生産者責任、EPRというのがありまして、メーカーが廃棄された後の処理をする、これに当てはめると責任はメーカーにあることとなります。太陽光パネルは、主に中国製であって安く仕入れできるが、後処理は日本、これが問題なわけで、家電リサイクル法だとメーカーが義務づけられております。自動車リサイクルについてもメーカーが回収、リサイクルは義務です。太陽光パネルについては、日本はまだこのシステム不十分、そして新見ソーラーカンパニーというのがありまして、これはCO₂の低排出しながら高リサイクルを可能にしたが、こういった理由から利用を見送られたという経緯があります。その後社長が死亡する事態にまでなりました。

そこで、1、廃棄される太陽光パネルから有用な資源、シリコン、銀、ガラス等を回収、再利用するため、国による研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ることというところについては、これは急務であります。この高コスト処理は、国主導でしかかなり得ません。技術の確立が急がれます。

2、廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進め、太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化を図ること、これは業者のリサイクル資金の積立て不足からも対応が急がれます。

そして、3、地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援、人員配置、技術的な助言など国による包括的な支援体制の強化を図ること、これは世界的な問題になっておりまして、コストをカバーできるのはもはや国との連携が必須であります。

この要望は、これらエネルギー問題に即したものであるがゆえに私としては賛成としたいと思います。

以上をもって賛成討論です。

○議長（藤野博三君） 他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論は終わりました。

それでは、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第19、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時56分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7番 藤 野 博 三

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 13番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 14番 大 物 翔